

## モニタリング期間の分類

分類1	分類2	内 容	モニタリング期間
①		支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者	1か月(毎月)ごと (利用開始から3か月間)
②		重度障害者等包括支援を除く在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者(いずれも①を除く)	
	A	障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間集中的に支援を行うことが必要である者	1か月(毎月)ごと (ただし1年を超えない範囲)
	B	単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者	
	C	重度障害者等包括支援に係わる支給決定を受けることができる者(実際には受けていない者)	
③		重度障害者等包括支援を除く在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者又は地域移行支援利用者(①②を除く)	
	A	③の対象者中、比較的状态が安定している者	6か月ごと
	B	③の対象者中、障害者等の心身の状況や環境その他の勘案事項からモニタリング頻度を上げる必要のある者	3か月ごと
④		療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を利用する者(①及び地域移行支援利用者を除く)  重度障害者等包括支援については、当該サービスの指定基準において相談支援専門員であるサービス提供責任者が当該サービスの実施状況の把握を行うこととされているため原則として支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施	
	A	④の対象者中、比較的状态が安定している者	1年ごと
	B	④の対象者中、障害者等の心身の状況や環境その他の勘案事項からモニタリング頻度を上げる必要のある者	6か月ごと

### 勘案事項

- 障害者等の心身の状況
- 障害者等の置かれている環境
  - 家族状況、障害者等の介護を行う者の状況、日中活動の状況、生活環境の変化
  - 家庭環境の変化、ライフステージの変化
- 総合的な援助の方針
- 提供されるサービスの種類、内容、量
- 提供される各サービスの目標延び達成時期
- 支給決定の有効期間(支給決定の有効期間の最終月は、支給決定の更新等のための計画作成等を併せて実施)

※ 分類③-B ④-Bは、東大和市が独自に設定した。